

証券コード 3458

2025 年 5 月 1 日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門二丁目 10 番 1 号

株式会社シーアールイー

代表取締役社長 亀山忠秀

「臨時株主総会招集ご通知」の一部修正について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2025年4月25日付で株主の皆様にご送付いたしました「臨時株主総会招集ご通知」の一部につきまして、下記のとおり修正させていただきます。

敬具

記

1. 修正箇所

- ・ 17ページ「1. 株式併合を行う理由」
- ・ 18ページ「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め^のの相当性に関する事項（株式併合の割合についての定め^のの相当性に関する事項）」
- ・ 41ページ「1. 提案の理由」

2. 修正内容

修正箇所は下線[〃]で表示しております。

- ・ 17ページ
(修正前)

＜前略＞

その後、上記のとおり、本公開買付けが成立いたしました^が、公開買付者は、本公開買付けにより当社株式の全て（但し、公開買付者が所有する当社株式、当社が所有する自己株式並びに京橋興産が所有する当社株式、京橋興産が野村信託銀行株式会社との間で締結した2021年4月15日付有価証券管理・処分信託契約書に基づき信託して同契約に基づく信託（以下「本信託」といいます。）の信託財産に属している野村信託銀行株式会社（以下、本信託の受託者

としての同社を「本受託者」といい、京橋興産及び／又は本受託者を「京橋興産ら」といいます。）名義の当社株式及びケネディクスが所有する当社株式を除きます。）を取得することができなかったことから、本意見表明プレスリリースに記載のとおり、当社の株主を公開買付者及び京橋興産らのみとするため、下記「2. 会社法第180条第2項各号に掲げる事項の内容」の「(1) 併合の割合」に記載のとおり、当社株式5,876,988株を1株に併合すること（以下「本株式併合」といいます。）を本臨時株主総会に付議することを決議いたしました。

本株式併合により、公開買付者及び京橋興産ら以外の株主の皆様の所有する当社株式の数は1株に満たない端数となる予定です。

＜後略＞

(修正後)

＜前略＞

その後、上記のとおり、本公開買付けが成立いたしました。公開買付者は、本公開買付けにより当社株式の全て（但し、公開買付者が所有する当社株式、当社が所有する自己株式並びに京橋興産が所有する当社株式、京橋興産が野村信託銀行株式会社との間で締結した2021年4月15日付有価証券管理・処分信託契約書（以下「本信託契約書」といいます。）に基づき信託して同契約に基づく信託（以下「本信託」といいます。）の信託財産に属している野村信託銀行株式会社（以下、本信託の受託者としての同社を「本受託者」といいます。）名義の当社株式及びケネディクスが所有する当社株式を除きます。）を取得することができなかったことから、当社の株主を公開買付者及び京橋興産のみとするため、下記「2. 会社法第180条第2項各号に掲げる事項の内容」の「(1) 併合の割合」に記載のとおり、当社株式5,876,988株を1株に併合すること（以下「本株式併合」といいます。）を本臨時株主総会に付議することを決議いたしました。

本株式併合により、公開買付者及び京橋興産以外の株主の皆様の所有する当社株式の数は1株に満たない端数となる予定です。

なお、京橋興産が2025年4月10日付で関東財務局長宛に提出した大量保有報告書の変更報告書No. 18によれば、京橋興産及び本受託者は、2025年4月3日付で本信託契約書を合意解約したとのことです。

＜後略＞

・ 18ページ

(修正前)

3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め^の相当性に関する事項（株式併合の割合についての定め^の相当性に関する事項）

本株式併合における併合の割合は、当社株式について、5,876,988株を1株に併合するものです。当社は、上記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、本株式併合が当社の株主（当社を除きます。）を公開買付者及び京橋興産らのみとし、当社株式を非公開化することを目的として行われるものであるこ

と、上記「1. 株式併合を行う理由」に記載の経緯を経て本取引の一環として行われた本公開買付けが成立したこと、及び下記の各事項から、本株式併合における併合の割合は相当であると判断しております。

<中略>

(2) 端数処理の方法に関する事項

① 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

上記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、本株式併合により、公開買付者及び京橋興産~~ら~~以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定であります。本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者及び京橋興産~~ら~~のみとすることを目的とする本取引の一環として行われるものであること、及び当社株式が2025年5月29日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買取人が現れる可能性は低いことに鑑み、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

<後略>

(修正後)

3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（株式併合の割合についての定め相当性に関する事項）

本株式併合における併合の割合は、当社株式について、5,876,988株を1株に併合するものです。当社は、上記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、本株式併合が当社の株主（当社を除きます。）を公開買付者及び京橋興産のみとし、当社株式を非公開化することを目的として行われるものであること、上記「1. 株式併合を行う理由」に記載の経緯を経て本取引の一環として行われた本公開買付けが成立したこと、及び下記の各事項から、本株式併合における併合の割合は相当であると判断しております。

<中略>

(2) 端数処理の方法に関する事項

① 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2

項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

上記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、本株式併合により、公開買付者及び京橋興産以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定であります。本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者及び京橋興産のみとすることを目的とする本取引の一環として行われるものであること、及び当社株式が2025年5月29日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買取人が現れる可能性は低いことに鑑み、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

＜後略＞

・ 41ページ
（修正前）

＜前略＞

- （3）第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となるとともに1株以上の当社株式を所有する者は公開買付者及び京橋興産のみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第14条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

＜後略＞

（修正後）

＜前略＞

- （3）第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となるとともに1株以上の当社株式を所有する者は公開買付者及び京橋興産のみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第14条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

＜後略＞

以上